

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月30日
【会社名】	株式会社フジクラ
【英訳名】	Fujikura Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長CEO 岡田直樹
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番1号
【電話番号】	03-5606-1112
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 浜砂 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区木場一丁目5番1号
【電話番号】	03-5606-1112
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画室長 浜砂 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2023年6月29日開催の当社第175期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2023年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額4,698,894,639円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款第19条では、株主総会における議決権の不統一行使にかかる事前通知の方法について書面によるものと定めているところ、これに電磁的方法を加えるものです。

会社法第426条第1項では、取締役がその職務の遂行において会社に損害を与えた場合であっても、その職務にあたって善意かつ重大な過失がないなどの所定の要件を満たすときは、当該取締役の負うべき責任について、取締役会の決議により法令の定める額を超える部分を免除することができる旨が定められています。

新たに「持続的成長フェーズ」に踏み出した当社の業務執行取締役が、委縮することなくその期待される役割を十分に発揮して、迅速かつ積極果敢に事業運営を行えるよう、変更案第31条第1項の規定を新設するものです。

当社では、有用かつ多様な人財を確保することを可能としつつ、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備することを目的として、社外取締役との間で会社法第427条に基づく責任限定契約を締結することができることとしています。定款第31条にかかる変更は、この責任限定契約の締結対象を、社外取締役に限らず業務執行を行わない取締役に拡大するものです。

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役として、伊藤雅彦、岡田直樹、坂野達也、及び飯島和人を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、成毛幸二、花崎浜子、吉川恵治、山口洋二、及び目黒高三を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,331,150	817,697	77,559	(注)1	可決 59.52%
第2号議案	2,181,351	45,066	0	(注)2	可決 97.53%
第3号議案					
伊藤 雅彦	1,790,088	348,260	88,059	(注)3	可決 80.03%
岡田 直樹	1,610,257	528,445	87,707		可決 71.99%
坂野 達也	1,833,955	307,934	84,520		可決 82.00%
飯島 和人	2,032,710	118,918	74,780		可決 90.88%
第4号議案					
成毛 幸二	2,011,826	195,938	18,642	(注)3	可決 89.95%
花崎 浜子	2,016,278	134,258	75,870		可決 90.15%
吉川 恵治	2,010,891	139,645	75,870		可決 89.91%
山口 洋二	1,607,328	543,205	75,870		可決 71.86%
目黒 高三	1,616,789	533,744	75,870		可決 72.29%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上